

新庁舎電話設備整備及び
スマートフォン導入等業務
における建設工事
競争参加資格審査
申請書提出要項

近江八幡市総務部 管財契約課

近江八幡市建設工事競争参加資格審査申請について

近江八幡市が発注する 新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務 の公募型プロポーザルに参加を希望される方で、近江八幡市建設工事競争参加資格者名簿に「電気設備工事」で登録のない方は、以下の要領により申請してください。なお、登録は当該案件についてのみ有効です。

1 審査基準日 公告日

2 受付期間、時間、場所及び提出方法

- (1) 受付期間 公告の通り
- (2) 受付時間 公告の通り
- (3) 受付場所 公告の通り
- (4) 提出方法 公告の通り

3 提出部数 1 部

4 入札参加申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 証明日現在において全ての税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者、及び生計を共にする者を、法人である場合にはその役員、及びその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

- (4) 以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出義務がないものを除く)でないこと。

ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

- (5) 建設業法(昭和 24 年法律第 116 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を審査基準日(公告日)において受けている建設業者で、入札参加希望業種に対応する許可業種について、建設工事の施工実績があること。

- (6) 競争参加希望業種に対応する許可業種について、直前決算における経営事項審査を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること。

- (7) 審査基準日において、現に建設業を営んでいること。

- (8) 申請される事務所において、技術職員及び事務職員の適正な配置で業務が行われていること。

- (9) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職共済事業団等に参加していること。

- (10) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 3 及び近江八幡市税条例(平成 22 年近江八幡市条例第 77 号)第 44 条の規定による市県民税の特別徴収を行っていること。(対象者がいない者及び市外で登録する者を除く。)

5 有効期間

令和6年11月1日に公告した「新庁舎電話設備整備及びスマートフォン導入等業務」に係る入札に対してのみ有効とする。

6 入札参加希望業種

(1) 入札参加希望業種は次に掲げる工事のみとする。

入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
電気設備工事(電)(54)	電気通信工事(通)	電気通信線路設備工事

(2) 入札参加希望業種に対する許可建設工事について、審査基準日において許可取得しており、かつ、参加希望業種に対応する建設工事の施工実績があること。

7 用語

市 内-建設業法に基づく拠点を近江八幡市に有し、近江八幡市で登録する方
 準市内-建設業法に基づく支店、営業所等を近江八幡市に有し、近江八幡市で登録する方
 県 内-建設業法に基づく拠点を滋賀県内(近江八幡市を除く。)に有し、県内で登録する方
 準県内-建設業法に基づく支店、営業所等を滋賀県内(近江八幡市を除く。)に有し、県内で登録する方

県 外-建設業法に基づく拠点を滋賀県外に有し、滋賀県外で登録する方

職 員-1 職員として3か月以上雇用されていること。審査基準日現在雇用されていること。

2 市内、準市内で登録される方は市内の本社又は支店、営業所等に勤務していること。

3 所得税の源泉徴収をしていること。(徴収義務のない者は除く。)

4 社会保険に加入していること。(加入義務のない者は除く。)

5 雇用保険に加入していること。(加入義務のない者は除く。)

6 出向者については、転籍出向者であること。

7 給料額が社会通念上妥当であること。

8 提出方法及び提出書類

(1) 提出方法

① 提出書類を下記番号順((2)①から⑨)にA4フラットファイル(市内及び準市内で登録する方は水色系、県内、準県内、県外で登録する方は黄色系)に綴じて提出すること。

② A4フラットファイルの表紙及び背表紙には必ず業者名を記載すること。

③ (2)⑩返信用封筒についてはフラットファイルに綴じこまないこと。持参の場合は外れないようにダブルクリップ等でフラットファイルに挟み、郵送等の場合は同封すること。

(2) 提出書類

提出書類	注意事項	市内 準市内	県内	準県内 県外
フラットファイル	表紙・背表紙に業者名を記載	○ (水色)	○ (黄色)	○ (黄色)
①提出書類整理表	提出書類の確認	○	○	○
②競争参加資格審査申請書 【指定様式1】	新規・更新の区分、申請日、フリガナ	○	○	○
③経営規模等評価結果通知書総合評定値 通知書(写)	最新のもの	○	○	○
④建設業許可証明書又は許可通知書(写)※	許可更新中の場合は通知書など証明出来る物	○	○	○
⑤納税証明書(写)※ (未納がないことを証するもの)	国税に未納がない証明	○	○	○
	都道府県税に未納がない証明	○	○	○
	市税に未納がない証明	○	△	△
⑥建設業退職金共済組合等加入証明書(写)	中退共でも可	○	○	○
⑦商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)(写)※	法人のみ添付	△	△	△

⑧工事経歴書	【指定様式 2】	希望業種について業種ごとに直前 2 年間作成・独自様式可	○	○	○
⑨誓約書	【指定様式 3】	本社(本店)について記載	○	○	○
⑩返信用封筒		長形 3 号 110 円切手を貼付し宛先を記載したもの（持参、郵送に関わらず必要です。）	○	○	○

※発行後 3 か月以内のものに限る。

「○」については必須項目、「△」については該当する場合のみ提出が必要

9 提出書類の作成上の注意

- (1) 文字は黒インキ又は黒ボールペンを使用して、楷書でわかりやすく記入すること。
(各枠内に入るゴム印又はタイプは可)

- (2) 記載要領等について

① 提出書類整理表――（全業者必須）

ア 提出書類に従い確認の上、チェック欄にチェックし、フラットファイルに綴じこむこと。

② 競争参加資格審査申請書――（指定様式 1）（全業者必須）

ア 申請日は持参する場合は持参日、郵送等にて提出する場合は発送した日を記入すること。

イ 申請者 住所、商号又は名称及び代表者氏名は、本社（本店）について記載すること。

ウ 委任先 本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任する場合は記入すること。（委任先がない場合は空白で可）

エ 入札参加希望業種 「6 入札参加希望業種(1)」のとおり

オ 担当者氏名及び連絡先記入欄 本申請について、本市より問い合わせを行うときに連絡する担当者及び連絡先を記入すること。

③ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写）――（国土交通省様式）（全業者必須）

ア 審査基準日の直前に受けた最新の経営規模等評価結果通知書を提出すること。

イ 有効期間内の通知書であること。（当該通知書審査基準日から 1 年 7 か月以内）

④ 建設業許可証明書又は許可通知書（写）――（発行官公署の様式）（全業者必須）

ア 許可証明書は、審査基準日の 3 か月前の日以降に発行された証明書であること。

イ 許可通知書は、審査基準日に許可が有効であることを確認できること。

ウ 許可更新中の場合は、それを証明するものを添付すること。

⑤ 納税・納付証明書（写）――（発行官公署の様式）（全業者必須）

ア 下表で該当するものを提出すること。

市内、準市内	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
県内・準県内	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの
県外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

イ 審査基準日の 3 か月前の日以降に発行された証明書であること。

ウ 国税の納税証明については、以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。

法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その 3 の 3）

個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その 3 の 2）

エ 都道府県税について、本社登録する場合は本社の所在する都道府県の、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納（滞納）がないこと」とする。

都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等にお問い合わせ下さい。
なお、「都道府県税に未納（滞納）がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道府県については、直近1年度分の「法人県（都道）税」「法人事業税」の納税証明書の提出で可とする。

オ 近江八幡市税については収納課又は安土未来づくり課にて証明を受けてください。証明書の発行については手数料、委任状等必要となりますので事前に収納課にご確認ください。

⑥ 建設業退職金共済組合等加入証明書（写）――（取扱機関の様式）（全業者必須）

- ア 建設業退職金共済又は中小企業退職金共済等の加入履行証明書の写しを添付すること。
- イ 建設業退職金共済組合加入証明書は経営事項審査用であること。
- ウ 加入履行証明書が発行できない者については共済契約者証の写しでも可とする。

⑦ 商業登記簿謄本（写）――（管轄法務局の様式）（個人事業主は不要）

- ア 法人で登録を受ける場合は添付すること。
- イ 審査基準日の3か月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。

⑧ 工事経歴書――（指定様式2）（全業者必須）

- ア 希望する業種について、許可を受けた建設業の種類ごとに作成すること。
- イ 直前2年間の主な完成工事及び着手した主な未完成工事について記載すること。
- ウ 下請工事については、「発注者」の欄には、元請負業者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。
- エ 独自様式で工事経歴書等を作成している者のうち、必要項目（指定様式2に掲載されている項目全て）の記載がある場合に限り、指定様式に代えて提出しても可とする。

⑨ 誓約書――（指定様式3）（全業者必須）

- ア 近江八幡市暴力団排除条例（平成23年近江八幡市条例第25号）第6条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、必要事項を記入・捺印すること。なお、支店での登録であっても本社（本店）について記載することとし、使用する印鑑は実印とする。ただし、代表者本人が署名する場合、押印は不要とする。

⑩ 返信用封筒――（全業者必須）

- ア 提出方法が持参又は郵送どちらの場合でも後日、郵送にて受領書を送付するので、必ず返信用封筒（長形3号、返信先を明記し110円切手を貼付したもの）を同封すること。
- イ 書類に不備、不足等があった場合も、返信用封筒にて連絡票を送付します。

1 0 申請書提出における注意事項

- (1) 申請受付期間以外では受付しない。
- (2) 申請書、提出書類が著しく不足している場合、又は提出書類の記載事項に著しく不備若しくは誤記のある場合は受付しないので、十分確認すること。

1 1 申請書提出後の変更届

- (1) 競争参加資格審査申請書提出後に、商号、所在地、代表者、受任者等に記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。
- (2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は近江八幡市指定様式により作成すること。
- (3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は持参又は郵送とする。
- (4) 建設業の許可更新、経営事項審査結果通知書は、「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は必要としないので、許可書又は通知書だけの提出で可とする。
なお、建設業許可の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。
- (5) 公共工事を発注者から元請けで請け負おうとする者は、発注者と工事請負契約を締結する日の1年7か月以内の決算日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならないので、経営事項審査を受けた時は、速やかに経営事項審査結果通知書を提出すること。なお、

提出がない場合は、競争参加資格を失うことがある。

1 2 登録取消等の処置

- (1) 競争資格審査申請書における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止の措置を講じることがある。
- (2) 登録されている事務所に技術職員・事務職員が確認できない場合、また電話の転送等事務所としての業務が認められない場合、登録事務所の変更・取消の措置を講じることがある。
なお、事務所の確認は、市管財契約課が行うものとし、実態調査については適宜行う。

1 3 その他

- (1) 近江八幡市ホームページにて、本要項に関する補足の掲載、よくある質問等に回答することがあるので確認してください。

問い合わせ先

近江八幡市総務部管財契約課

〒523 - 8501 近江八幡市桜宮町 236 番地

電 話 0748-33-3111 (代表) 内線 416, 421

0748-36-5557 (直通)